【資料２－３】

村山市小学校統合準備委員会
個別計画
３【学校運営部会】

○スクールバスについて

令和6年（2024年）11月28日（木）

村山市教育委員会

■スクールバスの運行

図　令和3年度に葉山中に導入したスクールバス(2021)
～世界的デザイナー　藤代範雄氏によるラッピン・グデザイン～

◎**スクールバス＝「児童生徒等の通学に供することを主たる目的として運行されるバス」**

(1)遠距離通学の通学支援のため【遠距離通学対策】

(2)通学路における安全確保の手段としての導入【安全確保対策】

◆**【検討のポイント】** ①児童生徒のバス利用の**通学距離**　②バスの大きさ
③バスの運行(運営)形態　④バス通学の課題等

№	項目	説明1	方向性
1	**通学距離の基準**	(国の通学用バスの通学距離・補助「規準」) ■小学生　夏:4キロ　冬:2キロ(おおむね) □中学生　夏:6キロ　冬:3キロ (おおむね1時間以内を目安)	※中教審での指摘～「通学の安全確保等の観点からバス通学を望む声がある場合もあることや、都市部の場合、保護者の感覚として2キロ・3キロでも長く感じるという地域もある⇒**各地域の実情を踏まえ、市町村で適切な在り方を検討する。** ◎学校再編を契機に、新たな学校までの徒歩での通学距離が**2キロ**～3キロ程度の場合には、スクールバスでの通学も視野に入れる。
2	**バスの大きさ**	①大型バス(55人)　＝(幹線)路線送迎用 ②中型バス(44人)　＝ ③小型/マイクロバス(27-29人) ④ワゴンタイプ(10-14人)	◎さまざまな要因をもとに、バスの大きさが決まる。 ①集落道路の大きさ(広さ)　②走行ルート ③ルート上の児童・生徒数　④経費等 を考慮し、車両の大きさを検討する。
3	**バスの運行(運営)の形態**	(1)専用スクールバス ①直営型　②一部委託型　③全部委託型 ④運営支援型　⑤独立採算型　の5形態がある。 (2)他公共交通機関活用 ⑥路線バス等活用型	①直営型:車両の保有・運転手の雇用・運行管理の全てを自治体で行う(運転業務員の雇用) ②一部委託型:車両は市が保有し、運転手や運行管理は委託 **③全部委託型**:車両の用意、運転手、運行管理全てを委託 ～上記①から③のいずれか。 (諸条件を加味して、行政側で要検討)
4	**スクールバス導入時の課題等**	①徒歩時間減少による体力の低下 ②「児童生徒を一人にしない」運行方法 ③その他(バス停位置等の検討・地域の見守り体制の維持・学童保育との兼合い(下校時)等)	①「登下校が体力づくり・健康づくりに影響」することの共通認識⇒運動量確保・体力づくり・運動奨励等 ②低学年は「ドア・トゥ・ドア」にも配慮/学童との兼ね合い　③継続検討

■スクールバス運行に対する国・県の考え方　（2023年10月）

国の見解

■【国】学校の適正配置（通学条件）　〔文部科学省説明資料　平成27年3月19日大臣官房政策課〕

◇スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準
（小学校：4km以内、中学校：6km以内）に加えて、通学時間 の基準を設定する場合の目安を提示）

⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断

（適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提）

県の見解

●（県民の意見〔要旨〕）

真夏や真冬など児童生徒の登下校に危険が伴うので、保護者の送迎負担減等のため、各市町村で、バス等の試験運行を開始してほしい。

● 山形県の取組状況（整理）（ 教育局 義務教育課　スポーツ保健課(令和5年10月16日) ）

①通学距離（遠距離通学の負担緩和）～小学校4キロ・中学校6キロ基準～

・スクールバスの運行は「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」で適正な学校規模の条件として「通学距離が小学校にあっては概ね4キロメートル以内、中学校・義務教育学校にあっては概ね6キロメートル以内であること。」とされている。

この基準を超える場合、スクールバス等を導入し遠距離通学の緩和を目的として実施している。

②　上記①の基準を目安に、各市町村の運航規程に基づき運行判断

・この基準は、平成27年に文部科学省が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の中でも「おおよその目安として引き続き妥当である。」とされている。

・各市町村では、この基準により、それぞれの市町村の運行規程に基づきスクールバスを運行している。

③児童生徒の安全確保の観点で、「通学距離」によらない運行をしている事例

・こうした中、県内の一部市町村では、児童生徒の安全確保の観点から **（ⅰ）通学距離に関わらず運行、（ⅱ）登下校時に路線バスの使用を容認、（ⅲ）地域の人数に応じたタクシーの活用**　等の事例あり

④市町村との情報共有・安全担当部局との連携

・各市町村の登下校の安全対策に関する情報の共有、市町村・警察・安全担当部局と連携した児童生徒の登下校通学路の安全対策の充実

課題No.10 【統合計画〈西部〉】スクールバス ～利用範囲とバスサイズ等～

令和10年（統合時）の児童生徒数とバス利用者数

学区	全児童数（人）	バス利用者数		表示色
富並小	25	A	28	地区 28
戸沢小	82	B	51	地区 63
		C	12	
冨本小	47	28	16	地区 47
		D	31	
大久保小	61	37	6	地区 6
計	215		144	66.0%

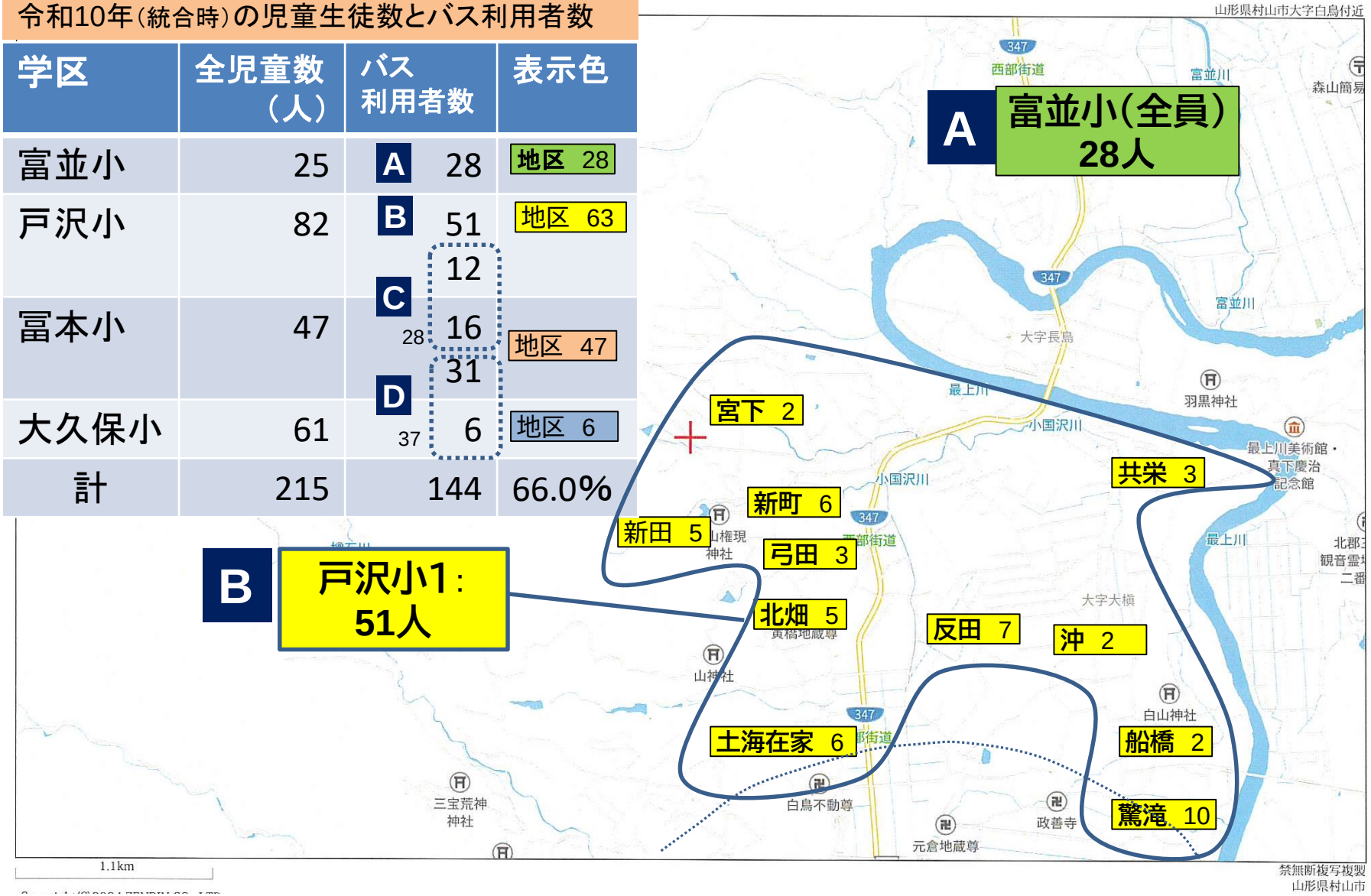

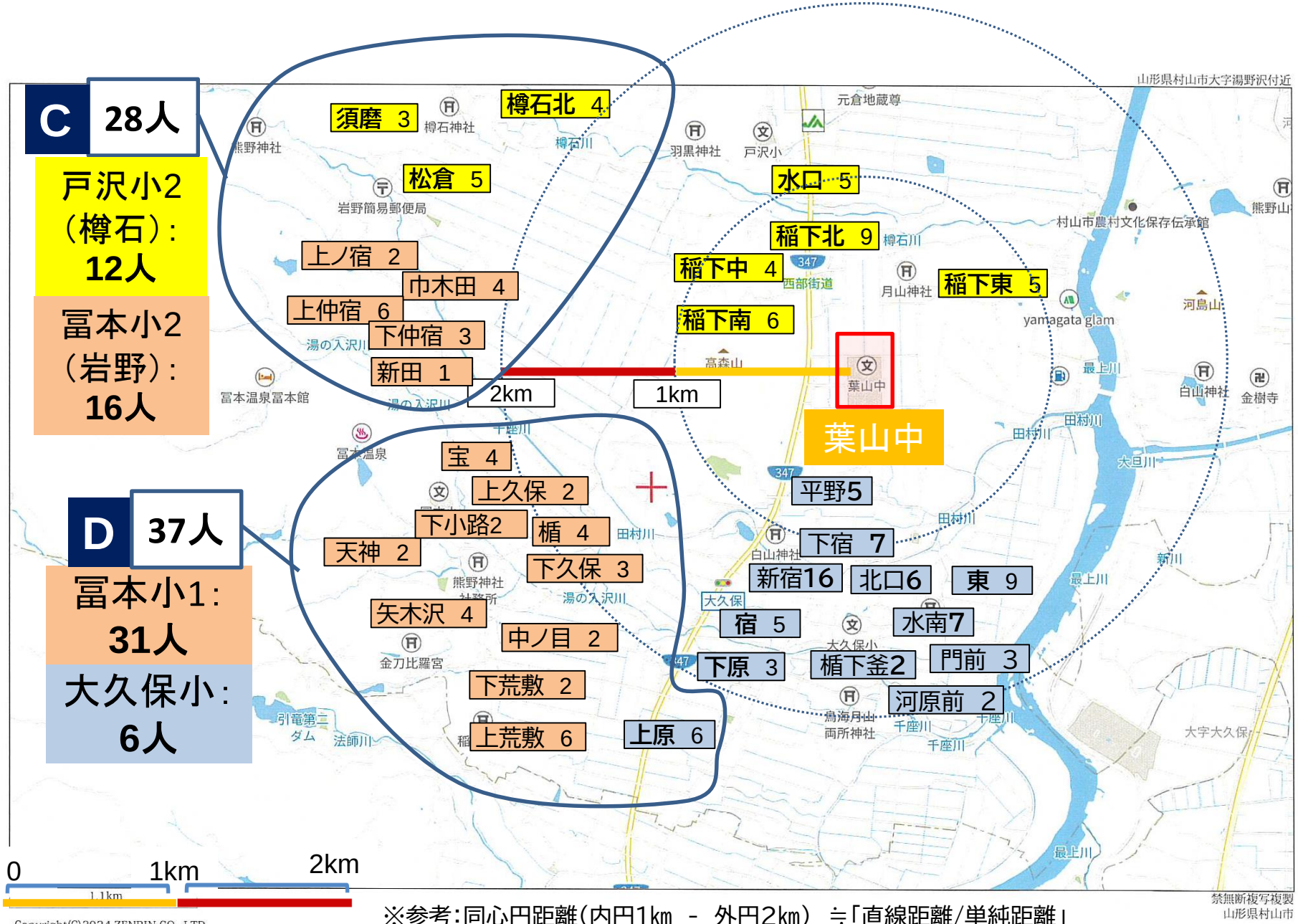

Copyright(C)2024 ZENRIN CO., LTD.

※参考:同心円距離(内円1km - 外円2km) ≒「直線距離/単純距離」
⇔ cf.「道のり距離/路程距離/実測距離」

◆スクールバス車両の整理　～「製造社」と「サイズ区分」・「車種」～

◎【その大きさにより4区分・車種は9種】
スクールバスの車両については、その大きさにより、「大型バス」「中型バス」「小型バス（マイクロバス）」、ワゴンタイプの4通りが考えられる。
製造メーカーは5社、車種は9車種がある。

№	区　分	車　種			全長（m）	全幅（m）	定員（人）
1	大型バス	・いすゞ　エルガ ・日野　ブルーリボン			11.13	2.49	55 （補助席利用）
2	中型バス	・日野　メルファ ・いすゞ　ガーラミオ			8.99	2.34	44
3	小型バス（マイクロバス）	1	・トヨタ　コースターLX ・日野　リエッセ		6.99	2.08	27
		2	・三菱ふそう　ローザ（ロングボディ）		6.99	2.01	29
4	ワゴンタイプ	1	・トヨタ　ハイエースワゴン	1	4.84	1.88	10
				2	5.38	1.88	14
		2	・日産　キャラバンワゴン	1	4.70	1.70	10
				2	5.23	1.88	14

いすゞエルガ

日野　メルファ

トヨタ　コースターLX

三菱ふそう　ローザ

トヨタ　ハイエース

日産キャラバン

［各社ホームページより］

【参考事例】学校適正配置に伴う遠距離通学者対応スクールバスについて

〔参考：常総市の事例〕

【利用料金】

▽学校統廃合による遠距離通学児童への支援のため，無料とする。

【スクールバス利用基準】

▽文部科学省の示すスクールバス導入検討の基準は4km以上であるが，本市として，3km以上の児童から乗車してもらうものとする。[最低利用距離：3km]

＜考え方＞

・文部科学省が示すスクールバス導入等を検討すべき小学校の通学距離の基準は，「4km以上」であること。ただし，文部科学省では地域の実情に応じて基準を設定することが可能としている。

・本市の利用基準としては，令和4年度現在の全児童の通学距離の平均値，今後の市 全体の学校適正配置実施計画を踏まえた将来的なスクールバス台数及び運行経費を 考慮し，最低利用距離を3kmとする。

【運用方針】

▽通学距離が3km以上の遠距離となる児童は，原則乗車してもらう。

▽通学距離が3km未満の児童でも，通学班の構成や通学の安全確保が必要な場合等の 理由により乗車定員内において乗車を可能とし，その場合の利用者は保護者及び 学校間で相談する。

▽雨の日のみ等のスポット的な乗車は認めない。

▽添乗員について・教育委員会の方針として，児童が社会生活を送る上で必要な「生きる力」を養うため，添乗員は配置しない。

▽乗車場所は，乗降の安全を考慮し，地区の公民館や公共施設などの一定のスペースを 確保できる場所を設定し，該当児童は自宅から乗降場所に集合して乗車または降車 することとする。